

広島県告示第七百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和八年七月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市壮山田村字東二河平二一六三八番一地从先から 呉市焼山ひばりヶ丘町七二二番二地先まで	五・〇〇	九・八〇	六・〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	二、八〇五・七〇	ダブルウェイ
	八・〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	六・〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	二、八〇五・七〇		